

諮問第20号

丹波市総合計画審議会

第2次丹波市総合計画（後期基本計画）について（諮問）

丹波市は、平成27年度から平成36年度までの10年間を計画期間とする「第2次丹波市総合計画」を策定し、「人と人、人と自然の創造的交流都市～みんなであつなぐ丹（まごころ）の里～」を将来像とし、これを具現化するために、基本計画として「6つのまちづくり目標」と「2つの進め方」を掲げ、その達成に向けて取り組んできました。

本市の総合計画は、基本構想を10年間としその計画の目標年次を平成36年度としていますが、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応するため、基本計画においては、前期基本計画（5年間）と後期基本計画（5年間）と分割しています。

このたび、前期基本計画の計画期間が平成31年度をもって終了することから、今後も引き続き本市のまちづくりを総合的・計画的に進めることを目的に、「第2次丹波市総合計画（後期基本計画）」を策定したいので、丹波市総合計画審議会条例（平成16年丹波市条例第24号）第2条の規定により諮問します。

平成30年11月27日

丹波市長 谷口 進

